

「和気町空き家片付け推進事業補助金」

町内の空き家を有効に活用し、
移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、
空き家の家財道具等の処分に要する経費の一部を補助する制度です。

対象者

下記のすべてに該当する方が対象となります。

- ①空き家の所有者、購入者、賃借する者で、
双方が3親等以内の親族でない方
- ②空き家バンクを通じて売却または賃貸するまでの間継続して
3年以上空き家バンクに登録する意思を有する方、または片
付けた空き家に3年以上定住する意思を有する方
- ③町税等に滞納のない方
- ④過去にこの補助金の交付を受けていない方

補助金額

片付けに要する経費の2分の1
※補助金の上限額：**10万円**
※予算の範囲内で交付します

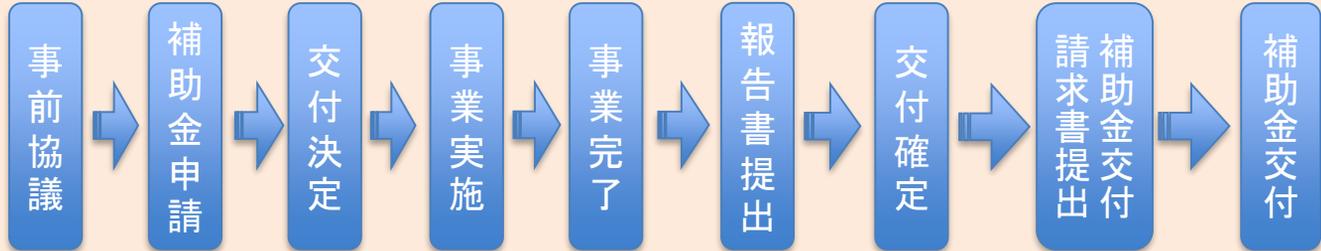
補助対象 経費

空き家に残置された家具、電化製品、衣類、食器類等の
処分及び搬出等に要する経費

その他

- ★業者に依頼する場合は、「和気町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づく和気町一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- ★補助対象経費は、業者を利用して、補助金の交付決定後に着手し年度末までに完了する事ができるもので、要する経費が2万円以上のものとします。

補助申請の流れ



●お問い合わせ・お申し込み●

岡山県和気町 まち経営課

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555番地
TEL: 0869-92-4589 FAX: 0869-92-0667
E-mail: machikeiei@town.wake.lg.jp